

■ 助成の対象となる樹林地

ご自身で所有されている樹林地であり、次の緑地保全制度に現在指定されている樹林地が対象となります。
 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区・緑地保存地区・源流の森保存地区・横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例別表第11(い)欄で定められた緑地の保全のための制限が適用される区域
ただし、市民の森、ふれあいの樹林に重複指定されているものは除きます。

■ 助成の対象となる作業・作業箇所

横浜市に暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水警報または大雪注意報が発表され、かつ、風水雪害によって被害が発生した場合に、被害発生の原因となった風水雪害に係る警報・注意報の発表日から起算して10日以内に行う、以下の表に記載された作業
 また、樹林地を将来にわたり良好に保全することを目的とした作業であることが前提です。

作業項目	対象
樹木や竹の伐採・倒木処理	<p>樹林地外周部で行われるもの及び樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所で行われる緊急性の高い作業のうち次のいずれかに該当するものとする。なお、樹林地内部のみに影響があるものは対象外とする。</p> <p>(1)生命、身体及び財産に被害を及ぼしている樹木・竹 (2)道路等並びに電線、電話線等公共的な設備の機能に重大な支障となっている樹木・竹</p>

「樹林地外周部」とは、次のいずれかをいう

(ア) 樹林地の土地境界のうち、助成事業者以外が所有する宅地及び農地、並びに道路等に当該樹林地からの影響が及ぶ箇所。ただし、樹林地同士が接する土地境界は原則含まない。
(イ) 横浜市緑地保存事業実施要綱、源流の森保存事業実施要綱に基づく契約書に明示する、「契約外緩衝帯」に接する土地境界

■ 助成の対象となる費用

(1) 樹木・竹の伐採や倒木処理などの作業経費
(2) (1)の作業で生じた廃棄物の運搬・処分費用
 * 申請者の確定申告の状況によっては消費税分が助成対象とならない場合があります。

■ 助成金額

助成対象となる経費全額。ただし、助成金額の上限は50万円です。

*助成額は千円単位です。差額は申請者負担となります。

※1 通常の樹林地維持管理助成事業の申請状況に関わらず申請が可能です。

※2 同一年度中に複数回暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水警報または大雪注意報が発表され、別の警報・注意報に係る風水雪害により被害が生じた場合は、同一年度中に複数回申請することも可能です。

■ 作業の時期

被害発生の原因となった風水雪害に係る警報・注意報の発表日から起算して10日以内に行なった作業が助成対象となります。

■ 助成の手続き

書類の提出は原則郵送・電子申請システムによる提出をお願いします。

- ・1回の警報・注意報につき、被害に対する助成金の申請ができる件数は一人1件です。
- ・複数地番の樹林地を取りまとめて1件とすることができます。
- ・ひとつの地番に複数の権利者がいる場合でも、当該地番について1回の警報・注意報につき申請できる件数は1件です(複数の権利者それぞれが同じ地番について申請することはできません)。
- ・同一年度中に複数回暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水警報または大雪注意報が発表され、別の警報・注意報に係る風水雪害により被害が生じた場合は、同一年度中に複数回申請することも可能です。

1 風水雪害の被害による管理作業の実施

作業は、警報・注意報の発表日から起算して10日以内に行ってください。

2 助成金交付申請及び実績報告書の提出

- (1) 提出期限: 作業完了日から起算して21日以内(消印有効)
- (2) 提出方法: 郵送・電子申請システム
- (3) 提出書類

全ての方が提出	該当の方のみが提出
<ul style="list-style-type: none">・助成金交付申請及び実績報告書・付近見取図・平面図・現地の写真・収支決算書・作業した業者の請求書(写)・作業した業者の領収書(写)等 ※1・廃棄物の処理伝票 ※2・確認事項チェック票	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類申請者が法人ではなく個人である場合・登記事項証明書(写)作業対象箇所が「特別緑地保全地区」「近郊緑地特別保全地区」「地区計画緑地保全区域」のいずれかである場合

事前届の提出は不要です。

横浜市が審査(書類及び必要に応じて現地確認)を実施し、「助成金交付決定及び助成金額確定通知書」及び、「助成金支払請求書」を送付します。

※1 書類提出までに支払いを行うことができない場合は、提出を省略できます。その場合、業者に支払いを行った後、速やかに領収書の写し等を提出してください。

※2 廃棄物を敷地内に積み置き処分する場合は提出不要です。その場合、敷地内に積み置かれた廃棄物の写真を必ず提出してください。

3 助成金の請求

助成金確定後～3月末

申請者から助成金支払請求書が提出されてから、1か月程度で助成金をお支払いします。

■ 書類提出・問い合わせ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
横浜市 みどり環境局 環境活動事業課 森づくり担当
電話:045-671-2624 FAX:045-550-4554
メール:mk-jurinchi@city.yokohama.lg.jp